

八街市教育委員会議事録

令和7年第12回定例会

期 日 令和7年12月16日(火)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時10分

場 所 大会議室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 吉 田 昌 弘 近 藤 博 子 伊 藤 良 子
---------------	--	---

出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 中央公民館長 図書館長 学校給食センター副主幹 郷土資料館長 教育総務課副主幹(事務局)	川 津 和 久 塚 本 廣 榊 原 岳 富 谷 のり子 宮 内 英 史 菅 沼 邦 夫 金 谷 隆 之 久 古 聖 司 青 柳 好 宏 五木田 英 保
------	---	--

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和7年第12回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と伊藤委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和7年11月12日から12月15日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

はじめに、学校の在り方地域懇談会につきまして、まとめてご報告いたします。

11月14日八街北中学校区、11月21日八街南中学校区、11月28日八街中央中学校区、12月12日八街中学校区で、それぞれ2回目の懇談会を開催しました。

懇談会では、第1回懇談会の振り返りとして、教育環境の現状と課題や教員の負担感等について話し合い、事務局から、次年度は、八街市立学校の適正配置等検討委員会を設置予定であることなどを説明しました。

次に、議会関係につきまして、まとめてご報告いたします。

11月19日、令和7年12月議会開催前における定例記者会見に出席しました。

11月25日、八街市議会議場にて、令和7年12月議会開会に出席しました。

本議会には、25件の議案が上程され、教育委員会関係では、川上幼稚園の閉園に係る市立幼稚園設置条例の一部改正、補正予算及び八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末の購入に係る財産の取得についてを上程しました。

12月1日から3日までの三日間で一般質問が行われました。

一般質問は、教育委員会関係では、5人の議員から13問にわたる質問があり、主な項目としましては、学校給食における食品ロスへの対応策、不登校・ひきこもり支援対策、学校図書館への新聞配備、スポーツなどの優秀者の把握体制、部活動の地域展開の状況、学校への多目的トイレの設置などに関するものでした。

一般質問の詳細につきましては、改めてご報告いたします。

12月8日、議案質疑が行われ出席しました。

なお、教育委員会に関係する質疑はありませんでした。

議会関係は以上となります。

引き続き、日付に沿って、主なものをご報告いたします。

11月13日、中央公民館において、八街市PTA連絡協議会合同研修会に

出席しました。

研修会では、八街中央中学校及び八街東小学校の各PTA会長から提案発表があったほか、記念講演では、教育評論家の親野智可等氏を講師に迎え、「叱らなくても子どもは伸びる～目からうろこの子育て～」と題して講演がありました。

11月16日、スポーツプラザにおいて、第21回関東ブロックバウンドテニス選手権大会千葉県予選及び第11回千葉県バウンドテニスジュニア大会開会式に出席しました。

11月20日、八街第一幼稚園において、地域公開「きらきら☆フェス」を視察しました。

当日は、地域の方や保護者をお招きして、5歳児による合奏、4歳児によるダンスなどが披露され、園児たちは練習の成果を一生懸命発表していました。

同日、印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察に、山田教育長職務代理者とともに参加しました。

研修では、富里市立図書館内のとみらいテラス、旧岩崎家末廣別邸・旧岩崎久彌末廣別邸公園及び観光・交流拠点施設「末廣農場」の3箇所を視察しました。

11月22日、中央公民館において、八街市民文化祭授賞式に出席しました。

授賞式では、各部門の市長賞をはじめとする五つの賞の表彰が行われ、教育長からは教育長賞を授与しました。

11月29日、佐倉市岩名陸上競技場をスタート・ゴールとし、印旛郡市各市町、印旛郡市各教育委員会、印旛郡市スポーツ協会、千葉県小中学校体育連盟印旛支部の主催による、第95回印旛郡市駅伝競走大会開会式に出席しました。

中学生男子の部には36チームが出場し、八街南中学校が13位、八街中央中学校が19位、八街中学校が20位、八街北中学校は途中棄権という結果でした。

中学生女子の部には27チームが出場し、八街中央中学校が17位、八街北中学校が18位でした。

また、一般の部には13チームが出場し、本市は9位の成績でした。

12月5日、八街北中学校で開催されました、安全教育公開研究会に出席しました。

研究主題「地域の一員として、自ら学校・地域の安全に目を向け、主体的に関わることができる生徒の育成」というテーマのもと、1年生が自助、2年生は共助、3年生は公助について学習したことをもとに発表がありました。

当日は、千葉県教育庁北総教育事務所主席指導主事をはじめ、管内の教職員65人が参加し、全体会では、それぞれの学校の取組や課題についてグループ

ごとに意見交換を行いました。

12月7日、中央公民館において、山田教育長職務代理者とともに、第30回八街市民音楽祭を鑑賞しました。

音楽祭には、市内4中学校の吹奏楽部を含む9団体が出演し、吹奏楽と合唱の発表が行われました。

なお、当日の出演者数は179人、来場者数は446人でした。

12月13日、印旛郡市社会教育委員連絡協議会の主催による令和7年度印旛郡市社会教育振興大会が本市中央公民館で開催され、出席しました。

大会では、社会教育功労者表彰や印西市教育委員会による社会教育事業に関する事例発表の後、千葉黎明高等学校理事で野球部総監督の荒井信久氏による記念講演が行われました。

講演は「野球を愛し 野球に学ぶ～千葉県立成東高等学校から千葉県私立千葉黎明高等学校への軌跡～」と題し、荒井氏の輝かしい実績と努力や苦労、千葉黎明高等学校との出会いや千葉黎明高校野球部の選抜高等学校野球大会出場などが語られました。

また、千葉黎明高校の教職員や野球部員らも駆けつけ、大盛況の大会となりました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

11月20日に行われました。

印旛地区教育委員会連絡協議会の研修視察について報告いたします。

今年度は、半日の日程で、富里市教育委員会の主催で実施されました。

富里市立図書館で、図書館内にあるトミライテラス、末広農場、岩崎別邸などに関する講義を受けた後、末広農場に移動しまして、岩崎別邸などを見学しました。

明治の近代化の立役者の1人である岩崎氏の富里市における別邸、また戦後の財閥解体によってかなり農地が小さくなってしまったということでしたけれども、建物、庭園については、非常に保存状態もよく、日本の近代化に尽くした方の当時の生活がうかがえる良い視察となりました。

本市につきましては、令和9年度が研修視察の当番市になっておりますので、ご報告します。

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回11月12日に開催しました第11回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号の議案1件、第1号報告の報告議案1件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第1号については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免・賞罰等人事に関する事項」に該当することから、非公開により審議したいと思いますがご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、議案第1号については非公開により審議することとします。

それでは、ここから議題に入ります。

第1号報告、財産の取得について（八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末）について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案資料の6ページをご覧ください。

八街市教育委員会では、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末1,120台、小学校721台、中学校399台の購入に伴い、地方自治法96条第1項第8号及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう、臨時代理により市長に意見を申し出たので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定に基づき報告するものです。

内容につきましては、令和2年度に購入した文部科学省発出の公立小中学校GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人1台端末を令和7年度から3年間かけて3,247台の更新を計画しております。

令和7年度において、千葉県公立学校情報機器共同調達協議会による、令和7年度学習用コンピュータ等共同調達において落札業者が決定したことにより、随意契約で購入するものです。

契約内容は、タブレット端末1,120台、構築・一般管理・諸経費、補償サービス5年間で、契約の相手方は、株式会社内田洋行、契約金額は、1億145万9千17円です。

また、令和2年度購入端末の処理については、文部科学省から発出された「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に基づき、使用可能な端末については、教育センターの管理下で故障機の代替え等として再使用します。

さらに廃棄する端末については、代替機としての利活用が終了した後に、法律に基づく事業者等へ処理を委託し、国の指導に基づいて確実にデータ消去等を行うよう求めてまいります。

本来であれば、共同調達の入札結果を基にして本案の議決をいただいた後に予算の減額補正をするべきところですが、本議案を12月1日の12月議会に追加議案として上程したことにより、補正予算の審議よりも後になってしまい、今回の定例会での報告とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○教育長

この件につきましては、地方自治法等に2,000万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決を要するとの規定に基づきまして、議案として上程したものです。

定例会にお諮りする暇がありませんでしたので、臨時代理により処理させていただきました。

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、第1号報告を終わります。

次に、教育委員報告があります。

山田教育長職務代理者から「市民音楽祭」及び「郷土資料館の企画展」について報告をお願いします。

○山田教育長職務代理者

市民音楽祭について報告させていただきます。

12月7日に行われました市民音楽祭に参加させていただきました。

最初に4中学校のそれぞれ日頃の練習の成果を発揮した、素晴らしい演奏が行われました。

先月行われました八街市小中学校音楽発表会は、学習の一環として、発表された素晴らしい演奏でしたが、今回の発表会は、楽器を演奏する楽しみを感じさせてくれ、聴いている皆さんと一緒に楽しむ、とても素晴らしい発表でした。

中学校の発表後、千葉黎明高校の吹奏楽部と一般の部の発表が行われ、最後に観客と一緒に合唱を行い、会場が一体となったとても素晴らしい、また、大変盛り上がった発表会となりました。

多くの市民にとって1年に1度の大変楽しみなイベントとなっていると感じました。

また、11月に郷土資料館の企画展に参加させていただきました。

八街が第二次世界大戦の時に、朝日区を中心に空襲を受けたという話は、子どもの頃から聞いておりましたが、どうして、どのような経緯で空襲を受けたか、詳細に知ることができました。

郷土資料館の職員の方の研究の成果がわかるとても素晴らしい企画展だったと思います。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第1号、八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和7年第12回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 7年12月16日(火)

午後 1時30分 大会議室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指名

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について

(2) 報告事項

第1号報告 財産の取得について(八街市立小中学校GIGAスクール構
想タブレット型PC端末)

(3) 報告

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和7年11月12日～令和7年12月15日

日付	曜日	時間	場所	内容
11 / 12	水	9 : 15	実住小学校・学校給食センター	教育委員視察
"	"	13 : 30	団体研修室	教育委員会定例会議
11 / 13	木	9 : 15	中央公民館	八街市PTA連絡協議会合同研修会
"	"	13 : 30	八街中央中学校	教育支援委員会
"	"	11 : 00	第1会議室	部課長会議
11 / 14	金	10 : 00	成田市立大栄みらい学園	印旛地区教育委員会連絡協議会指定公開研究会
"	"	14 : 00	八街北中学校	第2回八街北中学校区学校の在り方地域懇談会
11 / 16	日	9 : 30	スポーツプラザ	第21回関東ブロックバウンドテニス選手権大会千葉県予選会及び第11回千葉県バウンドテニスジュニア大会
11 / 18	火	10 : 00	印旛・柏文化財センター	印旛・柏文化財センター理事会
11 / 19	水	10 : 30	特別会議室	財政健全化に向けた取組方針三役説明
"	"	13 : 30	第1会議室	記者会見
11 / 20	木	10 : 00	八街第一幼稚園	地域公開「きらきら☆フェス」
"	"	13 : 30	富里市	印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察
11 / 21	金	14 : 00	八街南中学校	第2回八街南中学校区学校の在り方地域懇談会
11 / 22	土	10 : 30	中央公民館	八街市民文化祭授賞式
11 / 23	日	13 : 00	団体研修室	職員採用試験（面接）
11 / 25	火	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和7年12月議会開会）
11 / 26	水	14 : 00	香取市内	千葉県いじめ対策調査会
11 / 28	金	14 : 00	八街中央中学校	第2回八街中央中学校区学校の在り方地域懇談会
11 / 29	土	9 : 00	岩名運動公園	印旛郡市駅伝競走大会
"	"	9 : 30	朝陽小学校	朝陽小学校音楽発表会
12 / 1	月	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（一般質問）
12 / 2	火	10 : 00	"	"
12 / 3	水	10 : 00	"	"
12 / 4	木	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	10 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
"	"	17 : 00	県庁	千葉県いじめ対策調査会
12 / 5	金	13 : 00	八街北中学校	八街北中学校安全教育公開研究会
12 / 7	日	11 : 20	中央公民館	第30回八街市民音楽祭
12 / 8	月	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（議案質疑）
12 / 9	火	9 : 10	第1会議室	庁議
"	"	10 : 00	教育長室	校長面接
12 / 10	水	13 : 30	八街中央中学校	校長会
12 / 11	木	9 : 15	市長室	文教福祉常任委員会要望申し入れ

12 / 12	金	14 : 00	八街中学校	第 2 回八街中学校区学校の在り方地域懇談会
12 / 13	土	13 : 30	中央公民館	令和 7 年度印旛郡市社会教育振興大会
12 / 15	月	10 : 00	教育長室	横断旗寄贈

令和 7 年 1 1 月 1 2 日第 1 1 回定例会議事録…別添のとおり

議案第1号

八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について

八街市教育委員会は、令和7年度の八街市教育委員会表彰について、別紙のとおり決定する。

令和7年12月16日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第1号報告

財産の取得について（八街市立小中学校G I G Aスクール構想タブレット型P C端末）

八街市教育委員会は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求めよう、臨時代理により市長に意見を申し出たので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和7年12月16日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

- | | |
|----------|---|
| 1 購入財産 | 八街市立小中学校G I G Aスクール構想タブレット型P C
端末 |
| 2 数 量 | 1, 120台（小学校721台・中学校399台） |
| 3 納入の場所 | 八街市八街ほ301番地 実住小学校
八街市八街へ199番地133 笹引小学校
八街市八街は19番地2 朝陽小学校
八街市八街ろ111番地33 交進小学校
八街市山田台1番地 二州小学校
八街市沖1033番地 二州小学校沖分校
八街市大谷流867番地1 川上小学校
八街市八街ほ40番地1 八街東小学校
八街市泉台3丁目17番地 八街北小学校
八街市八街ほ35番地 八街中学校
八街市八街ほ591番地 八街中央中学校
八街市吉倉590番地1 八街南中学校
八街市八街は18番地2 八街北中学校 |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の金額 | 金101,459,017円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金9,223,547円 |
| 6 契約の相手方 | 東京都江東区東陽二丁目3番25号 住生興和東陽町ビル
株式会社 内田洋行
営業支援統括グループ取締役常務執行役員
営業支援統括グループ統括 小柳 諭司 |

○八街市教育委員会表彰規程

昭和53年3月28日

教育委員会訓令第1号

改正 平成25年3月26日教委訓令第1号

平成25年8月23日教委訓令第2号

平成26年9月30日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体（以下「教育功労者」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰を受けるもの)

第2条 教育委員会は、教育関係団体とそれに関係する者及びその他の個人で次の各号のいずれかに該当する者について表彰する。ただし、八街市表彰規定（平成25年告示第53号）の規定に基づき表彰を受ける者又は既に受けた者であり、かつ、表彰する事由が同じである者を除く。

(1) 有益な研究、考案又は発見をし、教育に貢献した者

(2) 学校教育、学校保健又は社会教育の振興についてその功績が顕著であった者

(3) 教育施設等の充実整備について、その功績が顕著であった者

(4) 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当し既に表彰を受けた者であっても、他に表彰すべき事由が生じたときは繰り返してこれを表彰することができる。

(一部改正〔平成25年教委訓令第1号・2号〕)

(表彰を受けるものの決定)

第3条 表彰を受けるものは、前条各号に掲げるものについて、教育長が作成して提出する候補者及び候補団体名簿により、教育委員会が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品等を授与して行うものとする。

(一部改正〔平成25年教委訓令2号〕)

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年2月の第1日曜日において行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その期日を変更し、又は随時に行うことができる。

(全部改正〔平成26年教委訓令1号〕)

(追彰)

第6条 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、その死亡の日前にさかのぼって表彰し、表彰状及び記念品等は、その遺族に授与する。

(一部改正〔平成25年教委訓令2号〕)

(表彰の取消し)

第7条 表彰を受けた者で、教育功労者としてふさわしくない非行があったときは表彰を取り消すことができる。

(全部改正〔平成25年教委訓令1号〕)

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成25年教委訓令1号〕)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日教委訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日教委訓令第2号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日教委訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

八街市教育委員会表彰規程の運用について

八教総第136号
令和6年4月1日
教育部教育総務課

第2条関係（表彰を受けるもの）

- 1 第2条第1項第1号の「有益な研究、考案又は発見をし、教育に貢献した者」とは、全国規模の会又は専門的機関の開催する研究会等において発表等を行った者とする。
- 2 第2条第1項第2号の「学校教育、学校保健又は社会教育の振興について、その功績が顕著であった者」とは、法令等に基づく委員等の職にあること10年以上の者をいう。ただし、その職に在職している間は、表彰の対象としない。
- 3 第2条第1項第3号の「教育施設等の充実整備について、その功績が顕著であった者」とは、次に掲げるいずれかを行った者とする。
 - (1) 教育施設（社会教育及び社会体育施設を含む。）の整備のため、50万円以上の現金の寄附
 - (2) 教育施設（社会教育及び社会体育施設を含む。）に50万円相当以上の物品の寄附
- 4 第2条第1項第4号の「前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) スポーツ分野
 - ① 県大会等の予選を通過し、全国大会に出場した者（団体競技の場合は、登録選手に限る。）
 - ② 県大会で3以内に入賞した者（上記①の者を除く）
 - ③ スポーツ協会その他これに類する団体の役員にあること10年以上の者（その職に在職している間は、表彰の対象としない。）
 - (2) 文化芸術分野
 - ① 全国規模の大会その他これに類する発表会等で入賞した者
 - ② 文化協会その他これに類する団体の役員にあること10年以上の者（その職に在職している間は、表彰の対象としない。）

第5条関係（表彰の期日）

- 1 原則、前年の11月1日から表彰実施年の10月31日までの間に規程で定める基準の成績を収めた者を対象として表彰する。
- 2 第3条の規定により決定した後、新たに表彰対象が判明したものについては、原則、翌年度の表彰の対象とする。

議 案 名 称	財産の取得について（八街市立小中学校G I G Aスクール構想タブレット型P C端末）																						
議 案 の 説 明																							
提案理由																							
<p>本市では、令和2年度に購入した文部科学省「G I G Aスクール構想」に伴う児童生徒一人1台端末を、令和7年度から3年間をかけて3, 247台（令和7年度：1, 120台、令和8年度：1, 071台、令和9年度：1, 056台）の更新を計画しております。</p> <p>本事業は、このうち令和7年度分（小学校721台・中学校399台 計1, 120台）を随意契約により購入しようとするものです。この契約は、千葉県公立学校情報機器共同調達協議会による令和7年度学習者用コンピュータ等共同調達において落札事業者が決定したことによります。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>																							
概要等																							
<p>1 契約内容</p> <p>(1) 物品（タブレット型P C端末1, 120台）</p> <p>(2) 構築・一般管理・諸経費</p> <p>(3) 補償サービス（5年間）</p> <p>2 契約金額の内訳</p> <table border="0" data-bbox="209 1128 1406 1361"> <tr> <td>(1) 端末</td> <td>31, 281円×1, 120台=</td> <td>35, 034, 720円</td> </tr> <tr> <td>(2) タッチペン</td> <td>75円×1, 120式=</td> <td>84, 000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 端末管理機能</td> <td>6, 700円×1, 120式=</td> <td>7, 504, 000円</td> </tr> <tr> <td>(4) キットニング・配送費用</td> <td>1, 500円×1, 120式=</td> <td>1, 680, 000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 端末補償</td> <td>41, 150円×1, 120式=</td> <td>46, 088, 000円</td> </tr> <tr> <td>(6) I C T活用研修会</td> <td>1, 844, 750円× 1式=</td> <td>1, 844, 750円</td> </tr> <tr> <td>(7) 消費税</td> <td>上記(1)～(6)の計92, 235, 470円×0. 1=</td> <td>9, 223, 547円</td> </tr> </table> <p>3 1者随意契約の理由</p> <p>公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器の整備を円滑に実施するため、令和6年1月29日文部科学大臣決定「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」により、補助金の交付については、都道府県に基金を創設し、当該基金を活用して、都道府県を中心とした共同調達等を実施することとなっております。</p> <p>これを受け、千葉県教育委員会では、県内全市町村参加による「千葉県公立学校情報機器共同調達協議会」を設置し、同協議会において、共同調達の仕様を決定、一括で入札を実施し、落札した事業者と各市町村が随意契約を締結することとなりました。</p> <p>入札の結果、本市が購入を予定している端末については、株式会社 内田洋行が落札事業者に決定したとの通知があったことから、同事業者と契約をしようとするものです。</p>			(1) 端末	31, 281円×1, 120台=	35, 034, 720円	(2) タッチペン	75円×1, 120式=	84, 000円	(3) 端末管理機能	6, 700円×1, 120式=	7, 504, 000円	(4) キットニング・配送費用	1, 500円×1, 120式=	1, 680, 000円	(5) 端末補償	41, 150円×1, 120式=	46, 088, 000円	(6) I C T活用研修会	1, 844, 750円× 1式=	1, 844, 750円	(7) 消費税	上記(1)～(6)の計92, 235, 470円×0. 1=	9, 223, 547円
(1) 端末	31, 281円×1, 120台=	35, 034, 720円																					
(2) タッチペン	75円×1, 120式=	84, 000円																					
(3) 端末管理機能	6, 700円×1, 120式=	7, 504, 000円																					
(4) キットニング・配送費用	1, 500円×1, 120式=	1, 680, 000円																					
(5) 端末補償	41, 150円×1, 120式=	46, 088, 000円																					
(6) I C T活用研修会	1, 844, 750円× 1式=	1, 844, 750円																					
(7) 消費税	上記(1)～(6)の計92, 235, 470円×0. 1=	9, 223, 547円																					
参考資料																							
有	資料名称	物品購入契約書の写し、仕様書																					

物品購入契約書



- 1 件名 八街市立小中学校 GIGA スクール構想タブレット型 PC 端末購入
- 2 納入場所 八街市八街ほ301番地 外 (市内小中学校13校)
- 3 納入期限 令和8年2月27日まで
- 4 契約金額 金 101,459,017円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 9,223,547円)
うち端末購入 48,732,992円 (税込み)
うち補償等 52,726,025円 (税込み)
- 5 契約保証金 免除

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、「市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」昭和39年条例第8号)により議会の議決を得たとき効力を生ずるものとする。

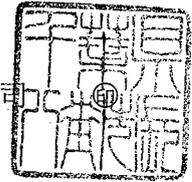
ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年11月21日

住所 千葉県八街市八街ほ35番地29
発注者

氏名 八街市
八街市長 北村新司



住所 東京都江東区東陽2-3-25
受注者 住生興和東陽町ビル

氏名 株式会社内田洋行
営業支援統括グループ
取締役常務執行役員
営業支援統括グループ統括
小柳諭司



別紙1

端末等の仕様（学習者用コンピュータ（児童生徒用））等

項目	仕様等
OS	ChromeOS
端末形状	コンバーチブル型
CPU	Intel Celeron Processor N4500と同等以上 ※Intel社製に限定するものではない
ストレージ	32GB以上
メモリ	4GB以上
画面	10～14インチ、タッチパネル
サイズ	端末本体：厚さ 25mm以下
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax以上
周辺機器	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチペン（全長11-15cm程度） 端末付属品があれば充電式、パームリジェクション機能ありでも、非充電式でもどちらでも可 ・画面保護フィルム（端末画面適応品）なし ※数量は、別紙2「調達品、調達数及び納入先一覧」のとおり
カメラ機能	インカメラ（90万画素以上）及びアウトカメラ（500万画以上）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること（充電端子との共用は認めない）
外部接続端子	USB2.0以上の規格であってUSB Type-A及びUSB3.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートをそれぞれ1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1.5kg程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
耐久性・堅牢性	MIL-STD-810GまたはMIL-STD-810H、準拠以上とすること ※推奨準拠項目：落下、振動、衝撃、耐久性
端末管理機能	以下の設定を、ネットワークを介して行うための端末管理機能（MDM）を有していること <ul style="list-style-type: none"> ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失、盗難時の制御設定 八街市では、GGL（Google GIGA License スクールパッケージ）とする。 ※数量は、別紙2「調達品、調達数及び納入先一覧」のとおり

<p>その他</p>	<p>1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること</p> <p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） <p>2 OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p> <p>3 補償・運用サポートについて、別紙3に示す内容を整備すること</p>
------------	---